規則

○国家公安委員会規則第八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和元年十月二十四日

国家公安委員会委員長　武田　良太

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品触れ） **第三十六条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十九条第一項若しくは第三項又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十条第一項に規定する品触れ（以下「品触れ」という。）は、これを次の三種に区分するものとする。 ［一～三　略］ ［2～4　略］	（品触れ） **第三十六条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十九条第一項若しくは第三項又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十一条第一項に規定する品触れ（以下「品触れ」という。）は、これを次の三種に区分するものとする。 ［一～三　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所及び［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　性風俗関連特殊営業等の規制 ［第一節～第五節　略］ 第六節　特定遊興飲食店営業の規制等（第七十四条の二―第九十八条） ［第七節・第八節　略］ 第五章　［略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　性風俗関連特殊営業等の規制 ［第一節～第五節　同上］ 第六節　特定遊興飲食店営業の規制等（第七十五条―第九十八条） ［第七節・第八節　同上］ 第五章　［同上］ 附則
（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者） **第六条の二**　法第四条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請） **第十四条**　［1・2　略］ 3　第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　［略］	（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請） **第十四条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］